

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

産業部門

資料3

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要 と思われる団体	備考
<p>事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等 (運輸部門・民生部門を含む)</p>	<p>産業部門と協定を結んで目標達成を促す</p>	<p>1</p>	<p>左に対する委員意見(追加)</p> <p>1社単位では義務はないが、産業界全体である程度の数字が確保されるという手法があるのでしょうか。 産業界を構成する業界ごとに協定を結び、目標を設定し、モニタリングしていく手法がオランダなどで採られています。 &lt;オランダにおける自主協定&gt; 1993年にオランダは国のコミットメントとして「1995年時点で1989年レベルに抑制、2000年までに3～5%の二酸化炭素の排出削減を達成する」旨発表した。 これに沿って政府と産業界が「2000年までに1989年ベースで20%のエネルギー効率改善」を各産業界が達成することを目標として計画を作成し、それを基に政府と合意したものが省エネルギー長期協定である。 {1} 協定の締結手続 (1) 政府当局が主要産業界の代表にコンタクトをとり、政府の目標を説明。 (2) 各産業界が目標達成のための調査を行う。 (3) 各産業界が独自の調査に基づく目標達成の可能性を報告。 (4) 共同で合意できる目標を設定し、自主協定に結びつける。 という順序で行われる。 {2} 法的性格 省エネルギー長期協定は規制ではないため、目標値が達成されなくとも必ずしも規制違反とはならないが、後述のモニタリング制度により、企業側が目標達成に向けて最善の努力をしていることが証明されなければ協定違反となる。なお、規制当局は操業許認可権を有しているため、ライセンス更新時に問題になり得るという意味での間接的な抑止力もあるとされている。 {3} モニタリング制度 省エネルギー長期協定の場合、各業界や企業はエネルギー効率インデックス(EEI)を定義し、エネルギー環境公社(NOVEM)が作成した計算方式に従い、実際のモニタリングを行う。企業毎のデータは公開されないが業界ごとのレポートは基本的に公開になっている。 {4} 評価 オランダにおける自主協定では、目標が明示されており、その目標の達成のための手法については、各当事者が経済効率の良い手法を選択できる。協定の目標が達成されない場合の重い罰則規定は設けられていないものの、規制当局が契約の一方であると同時に事業の許認可の権限を有しているため、企業は目標達成に向けて努力することとなる。また、目標の達成状況については、第三者的機関による監査が行われるため、企業の自主的行動の実効性は相当程度に担保されている。 いくつかの大企業と業界団体が政府との協定によって自主的に地球温暖化防止に取り組んでいるオランダの例は、目標設定について検討の上、契約の手法で取組を担保しようとするものであり、オランダの社会的条件の下では効果的に機能し、企業・業界団体の取組を促進しており、注目に値する。  具体的にどのような団体と協定を結ぶかが課題です。ほとんどの産業団体は加入企業に対して、今回のような課題については協力要請はできても強制力はないのが現状です。従って具体化が大変困難です。 現在、国で推進している省エネルギー法に基づく重油換算1500kl/年使用の事業所に対しては、原単位で1%/年削減の原単位に用いるのは事業実体に合わせていろいろな単位(売上高・社員数・面積・生産数量など)を用いて良い事になっています。業界団体と話しても実現は不可能に近いと私は思います。</p>	<p>[長野県独自項目]</p>	<p>(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会</p>	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

産業部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
事業主に対する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定等 (運輸部門・民生部門を含む)	・省エネルギー法に基づく第一種及び第二種(熱と電力を合算し、重油換算1500Kl/年以上)事業所。既に省エネルギー法でH18.4.1より	4	規模を国の法律よりも裾野を広げるとした委員の意見に賛成です。産業部門でエネルギーカバー率が7・8割程度カバーすることが重要です。裾野を広げること賛成です。 意見番号4～7は、社会的に大きな影響力のある産業部門を確実にスタートラインに立ってもらえるようにする。これを第一義に考え提案させていただきました。従って省エネ法に指定されていない規模の事業所まで拡大するのに、タイムラグを設けました。	一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け] 上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	(社)長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会	
	・上記に基づき県内事業所を合算し1500Kl/年使用の会社。施行はH19.4.1より。削減は自主計画、新規事業は別途管理。	5	「省エネ法に規定する第1種・第2種エネルギー管理指定工場の設置者は、地球温暖化対策計画書を作成し、提出しなければならない。知事はこの内容を公表しなければならない。」「上記管理指定工場・事業所に準ずる規模(数字は別途検討)の設置者は、地球温暖化対策計画書を作成し、提出しなければならない。」この条例項目は、条例全体のなかでも特に重要です。県内事業所の実情、先行する都道府県の条例と実施状況を調査して、細部の内容をきめる必要があります。同時に、事業者への情報公開や温暖化対策への支援も含めて、この条例の実現の条件も検討が必要でしょう。			
	・熱と電力を合算し、重油換算00Kl/年以上の会社。施行はH19.4.1より。削減は自主計画「00」は後日に決定する。年度毎に拡大を。	6				
	・一定量以上使用の公共施設(産官が率先垂範)使用量00Kl/年以上と県が指定した施設。「00」は後日に決定する。	7	公共施設は産業界の大企業と同じようにトップを走ってもらわねばと思います。従って18年4月から施行です。			
	・省エネ対策が進んでいない事業者については、温暖化効果ガス排出量削減目標の設定義務付け、企業内管理者の育成支援、ESCO事業の斡旋等を行うこと。	9		(上記の実現手法として、今後検討する。)		
	・温室効果ガス削減計画の策定の際には、従業員による通勤の項目を入れ、マイカー通勤からの排出量も削減対象とする。	10	意見番号10と同様の趣旨から、「企業による自然エネルギー施設の設置、地域の学校などへの設置協力、自然エネルギーを独自のグリーン価格で買い取るなどを削減対象としてカウントし公表する。さらにそれを、「県民計画率先遂行」として企業のイメージアップ広告に公式に利用できる仕組みを条例でつくる。	(上記の実現手法として、今後検討する。)		
	(削減計画と排出権取引について)		排出権取引にまで踏み込めるかも検討できればいいのですが。(条例化するかどうかはともかく) 具体化するのには非常に労力を要するかもしれないが、排出量取引との組み合わせが仮に実現すれば、排出量算定のインセンティブとして位置づけられると、考えます。	(上記の実現手法として、今後検討する。)		
(計画達成の度合いによる罰則・報償について)		罰則・報償に関しては、何も無いのでは仕方がないのではないかと考えます。せめて両者とも公表する程度はできるでしょう。 条例で未達成の事業所に罰則を設けることも反対です。事業環境は常に変化しますので、国の省エネ法に準拠した条例にすることが産業界から受け入れられることになると思います。	(骨子「実効性確保手段」で検討する。)			

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

運輸部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考	
大口自動車保有者に対する使用合理化計画の策定等	・一定台数以上の自動車を使用する事業者等による使用合理化計画の作成	11	「一定台数以上(30または40台当たりでしょうが数字は別途検討)の自動車を使用している事業者は、地球温暖化対策計画書を作成し、提出しなければならない。知事はこの内容を公表しなければならない。」「一定台数以上の自動車を使用する事業者は、一定割合低公害車を導入しなければならない。知事はこの内容を公表する。」この項目も上記の産業部門の事項と同様です。温暖化対策計画書の基準・様式、提出期間などを検討することが重要です。	一定台数以上の自動車を使用する事業者は定期的に自動車の使用状況報告書、使用合理化計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 長野県自動車整備振興会 (社)長野県経営者協会		
	・一定台数以上の自動車を使用する事業者の低公害車の導入及び導入割合の届出	12					一定台数以上の自動車を使用する事業者は低公害車を一定割合以上導入し、定期的に導入状況を届出、公表する。[義務付け]
輸送に関する温室効果ガス排出量の算定・公表及び削減計画の策定	・輸送事業者(貨物・旅客)。 ・荷主事業者(1000万Ton・Km/年以上)。 ともに既に省エネルギー法でH18.4.1より	15		(省エネ法における国の動向を注視し、その後検討する。)	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 JR貨物(株)		
	・上記法律で、対象事業者の枠拡大。	16					
駐車場等でアイドリング・ストップの表示	・駐車場等の管理者等による駐車時におけるアイドリング・ストップの周知	13	アイドリングストップは、確かに削減効果は大きくないかもしれませんが、意見番号13のように一定台数以上の駐車場管理者の協力を得るという手法を実現すれば、他の委員が言うように、車の適正使用という課題を示す一つのシンボルとして有効だと思います。駐車場管理者のサポートメニューに対しては、資料の岩手県のように、知事が勧告・公表できるとするのがよいと思います。	一定要件以上の駐車場の設置者・管理者は、利用者にアイドリング・ストップの実施を周知する。[努力義務]			
アイドリング・ストップの実施	・アイドリング・ストップの義務化	14		アイドリング・ストップを徹底する。[努力義務]	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会		
マイカー通勤の削減	・一定要件(従業員規模等)を満たす事業所に従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出削減計画を策定してもらう	21	意見番号20は、21の削減計画策定のかたちを取ることでよいと思います。ぜひとも条例に入れていただきたい項目です。カバーする範囲、罰則、報償等の問題の検討が必要ですね。実効性を持たせるには、啓発・キャンペーンの展開とインセンティブ付与の取り組みが欠かせないと思います。他の委員が言うように、「アイデアと手法と、それに対する手当てというものを十分に用意した上で」やっていたらよいように県としても取り組む必要があると思います。「長野県で大いに苦しんでいい答えを出していく」ということが全国的な意義を持つという認識に立ち、本腰を入れて取り組んでもらいたい問題です。 上記の委員さんが19.20.21についてうまくまとめてくれました。意見番号21にもあるように、「従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出削減計画を策定してもらう」った上で、実行に移す為のサポート体制として、労災不備の部分を県が肩代わりする必要があると思います。	(長野県独自項目)  一定要件以上の事業所は従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[努力義務]			
	・企業のマイカー相乗り通勤	19	意見番号27,28の委員意見にある「広大な敷地を求めて郊外に工場立地をしているのは企業の責任だから、企業の社会的責任として条例に削減を明記すべき、工業団地は市町村責任で云々」はこの条例の基本思想を表すものになりかねないので、表現は慎重に検討すべきと感じます。「経済と環境の調和」が京都議定書目標達成計画のベースにあるということをご存知のことと思います。社会をリードしていく立場にある者は率先しその負託を背負うという考えは分らないではないが、温暖化防止については社会の皆が関係する課題であり、皆が対処しなければならない課題であるという、基本的な考え方をベースに条例を作成しなければ、県民(全ての層を含んだ)と離れたものになり、実効的なものにならないと考えます。 従って、いろいろな条項について、過度な罰則よりも公表(自主公表)を基本にすすめるべきと考えます。 上記の件についても、意見を異にするものでは有りません。ここで言いたかったことは、懸案の「マイカー通勤の削減」に関して、活発に意見アイデアをだし、具体的な道筋を示さなければ、「削減をするように」と書いても、「できませんでした」となるだけなので、 ・公共交通のダイヤに合わせたフレックスタイムの勤務体制の推進 ・工場団地や民間企業、市町村が協力した、ミニ交通システムによる公共交通との連携 など地域の実情にあったきめ細かな対策を支援する仕組みの必要性を強調したものです。この可能性についてはいかがでしょうか。				(上記の実現手法として、今後検討する。)
	・マイカー通勤実態と排出量の把握	20					(上記の実現手法として、今後検討する。)

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

運輸部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考	
公共交通機関の利用促進・改善	・県市町村は、新しいタイプのTDM施策であるモビリティ・マネジメントを積極的に導入する必要がある。	26	意見番号の26と98に書いた新しいTDM手法としてのMM(モビリティ・マネジメント)、特にTFP(トラベル・フィードバック・プログラム)は、特にこの問題に有効と思われる手法として提案させていただいたものです。これはすでに国土交通省や大阪府で事業所交通マネジメントとして(多少変形矮小化されたかたちで)取り組まれ始めているようですが、県としても、市町村としても、十分に実施可能な施策であり、ぜひとも取り組んでいただきたいと考えています。	自動車の使用抑制や公共交通機関への利用転換等を行う。[努力義務]  (意見番号26,27,28,31,34,38,39は上記の実現手法として、今後検討する。)			
	・公共交通の市町村営化	27	「県内交通事業者の広域的な連携、および自治体との協力による公共交通機関の利便性の向上と利用の促進」ということで括れるかと思えます。 以前八十二銀行はマイカー通勤を認めていないと聞きました。こんなことができるのは、業務がら、街の中心部に仕事場があるからでしょう。一方、工場などは、広大な安い土地を求めて郊外に立地しています。この時点で、長距離マイカー通勤が必然となります。つまりマイカー通勤問題は、個々の従業員の問題ではなく、郊外に工場立地をした企業の責任だということです。その自覚をしっかりといただいた上で、あらゆる削減努力を自らの社会的責任で行うと言う前提を条例に明記してほしいものです。手立てとして、自動車通勤を前提とした一律8:00始業などと言う決まりから、活用できる公共交通機関のダイヤに合わせた、勤務時間シフトを認めるなども有効でしょう。また、市町村などが誘致した工場団地の場合は上記と同じ意味で市町村の責任です。団地内企業は各社協力して、送迎システムを作る。そのシステムを街の福祉バスにも活用する、旅館の送迎バスも日中空いている時間は福祉バスに協力できるなど市町村が地域のミニ交通システムを脱温暖化型社会作りの観点からコーディネートすることを条例に盛り込む。ここに自転車利用も含める。いかがでしょうか。これは、意見番号27と28の実現可能性の突破口になると思います。				意見再出
	・県内鉄道・バス等交通事業者による公共交通協力機構を設置し、各事業体の接続とサービス向上を図る。	28					
	・公共の交通機関が不便である(便数が少ない、運賃が高い、駐車場がない。)ため、駅周辺の駐車場確保や、マイカーを使わず徒歩、電車、自転車で通勤する人への補助制度等を導入すること。	31	「県内交通事業者の広域的な連携、および自治体との協力による公共交通機関の利便性の向上と利用の促進」ということで括れるかと思えます。				
自転車を利用しやすい街づくり	・県市町村は、自動車の代替手段としての自転車の安全かつ適正な利用の促進に向けて、自転車利用環境の抜本的な整備を行わなければならない。	34					
	・市、町は市街化区域内の全ての住宅から500m以内の距離でアクセスできる自転車道路(適切な歩道との共用も含める)を計画する。	38					
	・市、町は主たる通勤時の動線に沿った幹線自転車道を計画し、その実現を進める。	39					
その他	・公共交通対策税の上乗せや、駐車場に課税し公共交通事業者に補助する	40	駐車場税、ガソリン税等の経済的手法についての「調査・研究」を義務化する条項を入れることを提案します。	地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。 (意見番号40,42は上記の実現手法として、今後検討する。)			
	・自動車には環境税をかけ燃料効率の悪い車や大型車には課税を重くする	42					
	・自動車の燃費規制を実施すること。	46	アメリカでは、CAFE基準といって、企業別平均燃料規制が行われています。企業における「マイカー通勤に伴うGHG排出削減計画(意見番号21)と並んで、CAFE基準の採用を検討したく存じます。また、自動車販売会社における販売台数での目標基準の設定を検討することを希望致します。 また、EUでは、バイオ指令といって、燃料におけるバイオマス含有量についての目標値を定めています。これに準じ、燃料販売者にバイオ燃料販売量における目標基準を設定することを検討希望致します。 また、東京都では両者を合わせた「バイオCAFE基準」の検討を始めているということで、長野県でも是非同様の手法について検討致したく存じます。	(実現のための手法として、今後検討する。)	(社)長野県バス協会 (社)長野県トラック協会 長野県タクシー協会 長野県自動車販売店協会	意見再出	
	・自動車販売店が省エネ性能の説明義務を負う	48		一定規模以上の自動車販売事業者は店頭において購入者に自動車(新車)に関する環境情報を提供、説明する。[義務付け]			
	・自動車を購入する際には、トップランナー基準のものを購入するよう努めなければならない	49		温室効果ガス排出量の少ない低公害車・低燃費車を購入、使用する。[努力義務]			

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目		第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
家電製品 の省エネ 関連	家電販売店における省エネルギー性能の説明	・家電販売店が省エネ性能の説明義務を負う	51	あまり大きな問題にはならないのではないのでしょうか。ただし、家電販売店の定義が必要になると思います。 一定規模以上のと定義する必要はなく、一般県民として全ての販売店で説明があるとありがたいです。家電製品は何軒も見て回り商品を選ぶと言うよりは性能がよくわかり納得がいけば個々の家庭の実情に合ったものを取り寄せてでも選ぶ場合が多いと思います。必ず省エネ性能の説明がありそのパンフレット等を渡されれば長い目で見て自分が経済的にも得をするわけですから考えると思います。	一定規模以上の家電販売事業者は店頭においてエネルギー消費量の多い家電製品(エアコン、冷蔵庫等)に省エネラベルを表示し、購入者に説明する。 [義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	長野県電機商業組合 (大型家電販売店)	
	省エネラベルの表示	・省エネラベルの家電販売店への表示(義務)	54	県が進める省エネラベルをしっかりと表示するのだから、これも問題は少ないと思うが、ラベルは誰が作るのでしょうか。 ラベルは誰が作るかをご指摘されましたが、一時的な助成以外で考えられることは今、信州省エネラベル協議会が地道な活動をし大型家電販売店と県電気商業組合員の一部の方は着実に自ら印刷したラベル表示で協力してくださってきています。全ての家電販売店の方々に地球温暖化対策にご協力頂くよう私共と話し合いの機会を作っていただき意見をお聞きしたり、こちらでお願いしたりしていくべきだと思います。		長野県電機商業組合 (大型家電販売店)	
		・一定量以上販売の販売店には省エネラベルの表示を義務	55				
その他	・一般家庭への省エネ普及指導員?の養成	62	温暖化防止活動推進員をお願いして、各家庭での実態調査を進め、それをもとに、様々なライフスタイルに合わせた省エネプログラム模範例を作成してもらう方向でしょうか。いかがでしょうか。 「県民計画」をさらに細かな所まで丁寧にフォローするよりも、むしろ、これを整理統合して、骨太の条例を作るべきだと私は思います。 セイコーエプソンさんが中心になって進めている企業向けの省エネパトロール隊をモデルにした家庭向けのパトロール隊の組織を作り活動したらどうでしょうか。温暖化防止活動推進員の中からでも有志でもよいと思いますので養成し依頼があったら出かけて行き基準に基づき調査と指導をしデータ化します。依頼がなかったらモニターを依頼し増やしていきます。どうでしょうか。	(各主体の責務) 日常生活に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。  (意見番号62は上記の実現手法として、今後検討する。)			
建築物 関係	大規模な建築物の建設時における環境配慮計画の策定等	・大規模なマンションは断熱材など構造上見合ったものを義務付け、配慮事項の届出、計画書の提出を義務付け	63	これは策定された計画をきちんと読める技術者の確保という問題が生じますね。県職員だけでは厳しいでしょう。市職員あるいは適当な外部委託が必要になるのかも知れません。	一定規模以上の建築物の新築・改築等を行う建築主は温室効果ガス排出量に関する環境配慮計画書を作成、提出、公表する。[義務付け]  上記対象者以外も同様とする。[努力義務]	長野県建設業協会 (社)長野県建築士事務所協会	
		・大規模な建築物(公共建築物、マンション、オフィスビル、量販店等)は断熱・気密性の確保、自然エネルギー利用など省エネルギー計画に見合ったものを義務付け、配慮事項の届出、計画書の提出を義務付け	64				
	建築時における環境配慮	・住宅等の建設に際しては、温暖化対策など環境に配慮したものになっているかチェックし、施工者に協理理解を求める。建設事業者には、設計上配慮するためのマニュアルを配布・周知する	65	わが国における建築物、特に一般家屋の省エネルギーレベルが、一部諸外国に比べて低いことが知られています。最近の新築住宅はまだしも、中古住宅はかなり問題だと思えます。中古住宅の場合、せっきくのリフォームばかりでありながら、内装デザインだけでなく、断熱などについても配慮される場合は限られているのではないのでしょうか。新築住宅にしても省エネレベルは上がってきていますが、新エネルギー採用は一部のハウスメーカーに限られている面があります。施主・建築士に対する意識啓発の必要性を感じます。「省エネ建築士制度」といったものを長野県で率先して認定していくようなプログラム作りの検討を希望します。	(上記の実現手法として、今後検討する。)		意見再出
		・水道凍結防止帯不使用による省エネ指導(改造工事の費用対効果の説明) 建築確認時、不使用工法を義務化	66	水道凍結防止帯の不使用、あるいは大幅な縮小に関しては、北海道や東北の例を参照にすれば、いいと思います。	(上記の実現手法として、今後検討する。)	長野県建設業協会 (社)長野県建築士事務所協会	
	・建築確認等の機会において、施主に対し省エネ、県産材活用等の住宅に関する諸施策、手法を周知すること。	68	(65に同じ)	(上記の実現手法として、今後検討する。)		意見再出	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目		第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考	
建築物関係	冷暖房温度の設定	・行政機関、公共機関、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に夏のエアコンの温度を28℃に義務化	69	義務化はいいですが、罰則は難しいですね。大規模建築で、温度データをコンピュータに取り込み、それを監視センターにデータ転送することは技術的には可能です。	<p>(各主体の責務) 事業活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(意見番号69,70,74～77は上記の実現手法として、今後検討する。)</p>	中部百貨店協会 全国スーパーマーケット協会		
		・行政機関、公共機関、企業、銀行、スーパー、大型ショッピングセンター、飲食店、美容院、公共運送機関に冬の暖房の設定温度を18℃に義務化。但し、病院、高齢者施設等やむを得ない用途の建築物は除外。	70	義務化はまず行政機関、公共機関だと思います。もうしていますと言われそうですが、会議で寒い場合があります。監視なりして徹底していただきたいです。温度がわかっているならば夏は涼しい身なりで、上着を用意していかなくても良いわけですから				
ヒートアイランド対策・都市緑化	屋上緑化の推進	・市は緑化適切地域を選定し、地域内の一定以上の台数の駐車場に対し、環境負担金を課す。駐車場を緑化する場合に緑化対策費を補助し、別に定める基準を満たす公園化する場合は固定資産税の削減を行い、必要な資金を補助する。駐車場から得られた環境負担金はこれらの緑化対策に充てる。	74	<p>具体的なことは、市町村の担当者と話し合う必要がありそうです。</p>		<p>(各主体の責務) 事業活動に関し、地球温暖化対策のために必要な措置をとるものとする。</p> <p>(意見番号69,70,74～77は上記の実現手法として、今後検討する。)</p>	<p>中部百貨店協会 全国スーパーマーケット協会 (社)長野県建築士事務所協会 (社)長野県建設業協会 日本チェーンストア協会</p>	
		・3階建以上のオフィスビル、集合住宅及び平屋建以上のスーパー、工場、ショッピングセンターなどの大型店舗の屋上の緑地化を義務づける	75					
		・一定規模以上の建物の屋上緑化を義務付ける。県公共施設の屋上緑化を計画的に進める。	76					
		・県内の道路の舗装をすべて「遮熱性舗装」とする	77					すべてというのは難しいと思いますが、透水性・遮熱性舗装の拡充を担保する何らかのメカニズムを検討することは必要かもしれません。
環境教育関連	学校教育における環境教育の推進	・小、中学校で環境教育の実施をして欲しい	87	教育委員会との相談が必要です。		<p>地球温暖化対策に関する理解・関心を深め、行動を促していくため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に、学校・職場・地域・家庭など、あらゆる機会を通じて、多様な主体の参加と協働による環境教育・環境学習を推進する。</p> <p>(87～90,92,96(環境教育全般への意見について)は上記の実現手法として、今後検討する。)</p>		
		・社会科・理科教育と環境政策学の統合	88	大学における環境学に携わった経験から申し上げて、大学生レベルでも、環境問題という「ひとりひとりの意識向上が鍵である」といった精神論で結論付ける場合を非常に多く拝見しました。もちろん意識向上と参加は大変重要ですが、環境省等で挙げている「環境行動」を従順に受け入れる一方、現在の環境政策を批判的に検証したり、新たな提案をする力が非常に弱いように感じました。中学・高校の段階から、個人の環境行動メニューのみではなく、環境行動を誘導する政策の是非について議論できる土台を作れないか、思案している次第です。	意見再出			
		・小学5年と中学1年で家庭での環境保全活動であるKids ISOを必ず行う。子供から家庭をかえる。	89	教育委員会との相談が必要です。				
		・教育関係者への環境教育	90	教育関係者において教育方法・内容を検討し、研修していく必要があるのではないのでしょうか。	意見再出			
		・小中学校での環境教育を義務付けること。特に学校等において太陽光発電、マイクロ水力発電、風力発電、ゴミ堆肥化等の実践的施設を整備し、活用すること。	92	教育委員会との相談が必要です。				
	交通環境教育の実施	96	「自転車の安全」と「道路の共有」に関する課程を自動車運転者教育のプログラムに含める。	教育委員会との相談が必要です。	(社)長野県自動車店協会 (財)長野県交通安全協会 (財)長野県指定自動車教習所協会 (社)長野県自動車販売店協会			
	(環境教育全般への意見について)		教育も啓発も大切だと思いますが、抽象的な内容だとなにも見えてこないと思います。					

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考	
環境対策計画の策定等	・24時間営業店舗に環境対策(計画)を提出させる	99	条例の(精神の)目玉になる項目かもしれませんが、事業者との突っ込んだ話し合いが必要でしょう。ぜひ実現したい項目でもあります。	24時間営業を行う事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。[義務付け]	長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 長野県商工会議所連合会 長野県商工会連合会 長野県商店会連合会 長野県商店街振興組合連合会 長野県スーパーマーケット連絡会 日本フランチャイズチェーン協会 日本チェーンストア協会 長野県石油商業組合		
	・24時間型営業施設の新設の際には、環境対策(計画)の提出させ、適切でない物に関しては、適切になるように指導する。	100					
営業時間の削減	・24時間営業に対し環境税のようなものを課税することによる経済的に成立しない店舗が撤退しやすくする	101				地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。  (意見番号101～103は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)	
	・24時間スーパーの全廃(24時間スーパーからの環境税の徴収検討)	102				〔長野県独自項目〕  市町村の申し出を受けて県が地域指定し、市町村と関連業者が協定を締結する。その場合には県が公表する。  (上記の実現手法として、今後検討する。)  (骨子「実効性確保手段」で検討する。)	
	・夜間消費税により、夜間営業の不採算から撤退へ誘導	103					
	・24時間営業をやめる	104					
	・大型スーパーやコンビニなどの営業時間の規制をする	105					
	・ゾーニングによる夜間規制の検討	106					
	・コンビニは夜10時までの営業とする	107					
	・24時間営業自粛指導	108					
	・大型スーパーやコンビニなどの営業時間の規制を要望する。	109					
	・大型スーパー・コンビニの営業時間は、午前6時から午後11時までとする。このため地域ごとに利用者と企業の協議を進める。	110					
	・(県の仲介の元)地域協定締結による24時間営業の見直し	111					
	・TV各局、飲食店、大型ショッピングセンター等の深夜営業の自粛を働きかける	112					
	・24時間営業の削減は県民計画以来長野県のひとつの特色にもなっているので、引き続き各事業者の自粛を促すこと。また、新規店舗に対し何らかの規制を行う等手立てを盛り込むこと。	113					
	・事業者の協力を得て、「24時間営業自粛の日」や「ネオン等の一斉消灯の日」を制定する等のアピールを行うこと。	114					
・市町村が事態を把握し公表する(毎年)	115						
・24時間営業の見直し業者の表彰、公表	116						

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目		第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
自動販売機関係	環境対策計画の策定等	・省エネ型自販機の設置割合を年度ごとに設定し、自販業者に義務付け。	117	条例の(精神の)目玉になる項目かもしれませんが、事業者との突っ込んだ話し合いが必要でしょう。ぜひ実現したい項目でもあります。以前、ある人に職員の利便性、住民サービスの為に置いてあるとか聞いたことがありますが範を垂れる意味も込めてまず官公庁から飲料等の自販機を撤去したらどうでしょうか。公共施設も施設の種類により数を規制するのはどうですか。新設の場合はピークカット機能(夏は夜間冷却し13時から16時は運転停止機能)等省エネ機器で、m以上間隔を空ける等数量も制限してほしいです。	〔長野県独自項目〕  自動販売機を設置する事業者は定期的に温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。〔義務付け〕	長野県食品自動販売機協会 全国清涼飲料工業会 日本自動販売機工業会 日本自動販売協会 長野県自動販売機事業者連絡会	
		・環境配慮事項(温室効果ガス排出量の算定と削減計画等)の届出義務を課す	118				
		・自動販売機の新設は屋内の設置を原則とし、屋外に設置する場合は、環境対策(計画)の提出させ、適切でない物に関しては、適切になるように指導する。	130				
	屋内設置の推進	・自動販売機は屋内のみにしてほしい	127		〔長野県独自項目〕		
		・自動販売機は屋内のみにしてほしい(が望ましいとする)	128				
		・自動販売機屋内設置義務	129				
		・自動販売機の新設は屋内の設置を原則とし、屋外に設置する場合は、環境対策(計画)の提出させ、適切でない物に関しては、適切になるように指導する。	130				
	設置台数の削減	・自動販売機(たばこ・ジュース)をすべてなくす	121		地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。 (意見番号119,120は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)		
		・自動販売機の設置を規制する	122				
		・(県の仲介の元)地域協定締結等による規制	123				
		・公共施設からの撤去(再契約の打ち切り)	124				
		・夜間消費税の徴収	119				
		・新設時には環境協力税?を	120				
		・自動販売機の設置実態の把握と公表	125				
・見直し業者の表彰、公表		126					
再生可能エネルギー関連	再生可能エネルギーを活用した電力の推進	電力供給者	・供給電力の一定割合を地場産再生可能エネルギーとしていくための方策	131	電気事業者は再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表する。〔義務付け〕	(株)中部電力	
			・電力供給側に対して代替エネルギー、自然エネルギーを用いた発電を義務付け	132			
		・新エネルギー-RPS法上乗せにて電力事業者自然エネルギー供給量を割り当てる	133				
		・地場産再生可能エネルギーの供給義務付け	134				
		・「地場産再生可能電力の供給目標義務付け」、「太陽光発電からの一定割合の買取義務付け」といった地域を限った規制は、RPS法の全国一律の均一的な規制措置に抵触する。	135				
	電力需用者	・大口電力利用者へのグリーン電力調達義務付け(減免措置あり)	136	長期の契約(15年前後)を結びと自然エネルギー生産者の安定供給に貢献できると思います。なお、総合評価落札制度と統合させながら率先購入を行っていくことはできないでしょうか。また、東京都ではグリーン熱とグリーン電力を等価交換で購入することを検討しています。長野県でもグリーン熱購入についての検討をしてはどうかと思います。	再生可能エネルギーを優先的に利用する。〔努力義務〕 (意見番号136は上記の実現手法として、今後検討する。)	(社)長野県経営者協会	



# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
再生可能エネルギー ― 関連	・公的機関は、率先して自然エネルギーの活用に努める	137	飯田市モデルについては是非継続検討を希望します。	再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]  (左の意見は全て上記の実現手法として、今後検討する。)		
	・自然エネルギー(風力、水力、太陽光その他)の利用を促進する	138				
	・地域性を生かした環境への影響の少ないクリーンなエネルギーによるシステムの導入	139				
	・自然エネルギー活用施設の普及を図るため、低価格で効率のよい製品の開発に対する支援と、業者(異業種)間の情報の共有、技術協力などに努める	140				
	・市町村単位で、自然エネルギー活用状況を公表する。太陽光・水力・風力の活用その他、ハイブリッドカーの導入や焼却ごみの排出状況など	141				
	・自然エネルギーの普及に尽力したことを評価して、税制上の措置を含め助成策を講ずる	142				
	・家庭用だけではなく、太陽光発電を利用した照明設備や独立電源としての利用等、広く太陽光・風力・水力等の新エネルギーを対象とした助成	143				
	・太陽光、間伐材利用等再生可能な新エネルギーを普及するため、積極的にアピールするとともに、家庭での設置に対する補助制度等を導入すること。	144				
	・風力発電、小水力発電等の新エネルギー導入の際の申請に対する優遇措置(規制緩和)	145				
	・地場産再生可能エネルギーの利用促進(地産地消の推進)、利用推進の為に補助金、減税等による助成策	146				
	・長野県版環境税を財源として、自然エネルギーの開発、有効活用に対し県独自の補助金や減税措置	147				
	・自然エネルギーを最大限活用するため、公共用地等や河川等の活用ができるように努める	148				
	・県管理地のなかで、水・風を発電事業に有効に利用出来る場所は開放して、自然エネルギーを利用した発電設備の設置が出来るように配慮	149				
	マイクロ水力発電の 推進	・ダム建設を要しない中小水力発電所の設置に対して利水料または税金の軽減して、水の有効活用をできる県独自の施策を取り入れていただきたい。	150			
・ダムを保有しない小中水力発電事業者に対して、利水料を減額することを取り入れていただきたい。		151				
・マイクロ水力、小水力への支援(電力会社から大型水力の水資源利用税を徴収)		152				
・マイクロ水力発電の可能性がある河川、工場排水を対象に水利権などの調整を行い、利用の促進を図る。		153				
・小規模水力発電設置に係わる水利権の規制緩和		154	水利権の「規制緩和」というよりは、現在不透明になっている水利権の交通整理を県が率先して行っていくことはできないでしょうか？			

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考	
太陽光・熱の利用	・太陽光発電の設置支援	155	太陽光発電、太陽熱利用施設の計画的導入。 公立学校、県施設に初年度より計画的に導入する。但し、地域的な特徴を十分考慮する。 *太陽光発電は、佐久市内の旧臼田町福祉施設でも設置されています。しかし、太陽光発電の意義、効果といったことはほとんど伝えられていません。定期的に住民に知らせ、その役割を住民に浸透させるための方策を抜本的に検討しなければなりません。	再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務] (左の意見は全て上記の実現手法として、今後検討する。)			
	・全ての小中高等への10KW太陽光発電設置計画策定(家庭用3kw×3方式による低価格モデル)ファンドからの支援	156	上記の意見に賛成です。 地球温暖化対策「長野モデル」第一次提言書においては、県内全ての小中学校・高等学校に10KW以上の太陽光発電を導入する。県内全ての小中学校・高等学校の暖房にペレットストーブもしくはペレットボイラーを導入する。と書きました。この事で、県内700数箇所という具体的な数字が見えてきます。これを計画的に勧めて行く為のプログラムを条例に書き込みたいものです。				
	・自然循環型太陽熱温水器(国の補助対象外)に補助	157	ちなみに小諸市では11月末には、全ての小中学校(8校)に10KWの太陽光発電が設置されます。NEDOの50%助成を得て、市の負担は総額で3600万です。(ソフト事業を含む)				
	・太陽光は設備に費用がかかり、日照時間の少ない所では採算が取れない。補助金があり個人負担が軽減できれば導入できるのでは	158	県が諏訪双葉高校に設置した10KW、1200万がPVは高いと言う根拠になっていて進まないようです。更に、安く設置する研究も重要です。 小諸のケースでは、設置予定の学校への自然エネルギー教室を民間で実施しています。こうした活動への助成も条例に盛り込んでいただければ、更に活動がしやすくなります。推進委員の活動に含める手も有るでしょう。				
風力発電の推進	・風力発電が広まる様に、条例に盛り込んで推進	159					
再生可能エネルギー関連 バイオマス	・エネルギー作物生産者税制優遇	160	ペレットも含めたバイオマス作物生産を税制面等から優遇する必要はあるでしょうか？				
	・市町村は燃やされている主なバイオマス資源(間伐材、剪定枝、建築廃材など)の調査を行い、エネルギー利用の可能性を検討する。	161					
	森林資源	・県内のすべての小中学校・高校、県立施設の暖房に木質ペレットストーブ、ペレットボイラーを計画的に導入する。	169		ペレットは自然エネルギーの一部として統合的に助成を考えればよいかもしれませんが、長野県の自然エネルギーでは特に力を入れるべき分野かもしれませんが、計画的な導入及びそのための財政的措置について検討することを希望します。 信州型ペレットストーブ、同ペレットボイラーの計画的導入。 このためまず公立学校、県施設に初年度より計画的に導入する。新規施設には原則的に導入を義務付ける。 *17年度の「森のエネルギー推進事業」では、市町村・NPO等に二分の一補助で1000万円の予算となっています。本条例では県関係施設において毎年割合の導入を義務付け、設置数の拡大とともにコストもダウンできるように進める。学校教育、社会教育の場で積極的に活用できれば、信州百年の森林づくりに貢献し、費用対効果でもペイできると考えます。 上記の意見に賛成です。 地球温暖化対策「長野モデル」第一次提言書においては、県内全ての小中学校・高等学校に10KW以上の太陽光発電を導入する。県内全ての小中学校・高等学校の暖房にペレットストーブもしくはペレットボイラーを導入する。と書きました。この事で、県内700数箇所という具体的な数字が見えてきます。これを計画的に勧めて行く為のプログラムを条例に書き込みたいものです。		長野県林業団体協議会(窓口)
		・県産バージンペレットへの価格補填(化石燃料由来の財源から)地域通貨、ファンドの活用	170				
		・ペレット用間伐材の山からの引き出しに地域通貨、NPOなどを活用	171				
		・全ての小中高へペレットストーブを設置するための計画策定義務化と県による支援(ファンド、森林税など)	172	ペレットは自然エネルギーの一部として統合的に助成を考えればよいかもしれませんが、長野県の自然エネルギーでは特に力を入れるべき分野かもしれませんが、計画的な導入及びそのための財政的措置について検討することを希望します。			
		・山間地における間伐材の有効利用による薪ストーブや薪ボイラーの普及促進に対する助成。	173				

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門

項目	第3回検討会で今後、検討していくこととした意見	番号	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考
再生可能エネルギー関連	その他	162	効率のよい設備を継続的に利用する場合への補助の検討を希望します。また、補助を県からの投資と捉え、RPS制度などを通じてグリーン電力販売し、得た利益を回収することを検討していただけないでしょうか。	再生可能エネルギーを優先的に利用する。[努力義務]  (左の意見は全て上記の実現手法として、今後検討する。)		
		163				
		164	「電気料金への課徴金」は国で議論されている「環境税」と整合しない。また、長野県のみで電気料金に課徴金を課すと、電気多消費型の工場等が他県へ移転し長野県経済に悪影響を及ぼす危惧がある。			
	(再生可能エネルギー全般への意見)		各住宅や建築物に対する細かい項目と、県全体でのエネルギー賦存量からみるマクロな視点が必要です。バイオマスの賦存量の算定が早く欲しいです。個々に検討ではなく、助成制度を総合的に検討とありますが、具体的な総合的助成制度については現段階から検討することを希望します。率先してこちらも官公庁から活用を図らなければいけないと思います。			
森林資源関連	県産材の利用促進	165	切り捨て間伐材の場所などの情報を広く周知し、欲しい人に取りに来てもらうなどの木材の有効利用	('長野県ふるさとの森林づくり条例'で対応する。)	長野県林業団体協議会(窓口)	
		166	県産材利用の促進をする			
		167	間伐材の活用など森林整備事業を進める(環境税で助成する)			
	168	県産材利用住宅の固定資産税額評価のグリーン化(市町村の減免分を県が支援)	地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。  (意見番号168は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)			
	172	全ての小中高へ県産材の机、椅子を設置するための計画策定義務化と県による支援(ファンド、森林税など)	('長野県ふるさとの森林づくり条例'で対応する。)			
その他	174	有用な森林の育成をはかる				
	175	二酸化炭素の森林吸収に関する研究に対する支援、県独自の研究	(国で対応中)			
有機物循環システム 地産・地消の推進	178	地産地消を推進し、学校給食では特にその地域でとれる旬の食材を多く取り入れるようにする	反対する方は少ないと思いますが、給食センター、自校給食により対応に差がでると思います。自校給食の地域から率先して進める方法は有効でしょう。保護者も給食費が安ければいいという方より、安全安心な給食を望む声が多いのではないかと思います。(困窮家庭への補助は必要でしょう)	(農政部・教育委員会で対応する。)		
観光旅行者	186	旅行者は長野県が地球温暖化対策を進めている県であることを認識し、移動計画、宿泊の際に省エネルギー化に協力する。	実行値がどれほど上がるのかということとはともかく、長野県は環境先進県で観光業界も環境重視という姿勢そのものは受け入れられやすいと思います。ディズニーランドやUSJに行くこと、長野県の自然を楽しむことでは観光客の意識が変わって当然です。ポスターを貼るところから始め、大きな宿泊施設でのエネルギー使用量やリネンの洗濯など数値で出せるものを出させて、削減できればいいですね。 ごみの持ちかえりや洗面セット不用等の場合は僅かでも割り引きなりポイント制なりにして個人に即還元したら協力してくれると思います。	観光旅行者その他の滞在者及び旅行関連事業者は地球温暖化対策に協力するものとする。[努力義務]  (意見番号187,188は上記の実現手法として、今後検討する。)	(社)長野県生活衛生同業組合連合会(長野県ホテル旅館生活衛生同業組合) 長野県ペンション振興協議会 日本観光旅館連盟(長野支部) 長野県旅行業協会 (社)日本旅行業協会(長野誘致仕入連絡会) (社)全国旅行業協会	
	187	県外からの観光客に対し、県の取り組みを理解してもらうため、宿泊施設での普及啓発、県外へのアピール等を促進すること。				
	188	旅行関連業者は環境に配慮した観光ができるような、旅行計画を作成し、観光客にもその旨を理解してもらいながら、実施する。				
公共事業	190	県の公共事業については、温暖化防止の点からチェックを義務付け、事業計画に加える。	事業者に対する義務付けが困難でも、せめて自治体の事業については、温暖化対策配慮を扱って行くべきではないかと思います。その一歩として、現在環境影響評価法ではCO2などの排出量の算定は義務付けられていないはずですが、県条例で上乗せとして扱えれば、全国へのメッセージとしても有意義ではないかと思います	(公共事業への配慮については、土木部で対応する。)		
	191	市町村の公共事業に対しても同じ主旨から援助し普及を図る				

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

民生部門 (廃棄物・省資源関連)

項目	検討会に出された意見	番号	事務局の見解	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要と思われる団体	備考		
レジ袋の削減	・レジ袋の有料化	194	容器包装リサイクル法の見直しについては、中央環境審議会と産業構造審議会がレジ袋の有料化を盛り込んだ中間報告案をまとめ、環境省・経済産業省は2007年度の新制度導入を目指している。よって、レジ袋の取扱いについては国の容器包装リサイクル法改正の動向を見守りたい。	レジ袋の削減については、現在国で法改正を予定しておりそちらで対応可能であること。...と云うことですが長野県の条例が先取りする方向で前向きに継続審議してほしいと思います。私のご近所の方々ともよく話題にしますが、CO2削減に貢献するなんて理屈を考えてる人々はまだほんの一部の人で、それが我々であり、5円や10円の負担は慣れればなんとも考えない人々が大多数だと思います。家計に響いてもつたいないと思う人がひとりまたひとりと増えるだけでもしめた物で、個人的には先取り有料で良いと思います。	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務] (意見番号194,195は上記の実現手法として、今後検討する。)		意見再出		
	・レジ袋使用税をかける(環境税)	195					意見再出		
	・レジ袋は廃止して欲しい	196							
	・マイバッグ利用の推進	197							
容器・包装の削減	・トレーが生産地から商品としてくる場合、梱包元に課税	198	これらの意見については、「長野県廃棄物処理計画」において検討するなど、廃棄物行政の施策展開において検討していく。また、「信州廃棄物の発生抑制と良好な環境の確保に関する条例」(仮称)が制定された際には、廃棄物発生抑制・資源化計画策定委員会において個別施策を検討していく予定である。						
	・使い捨て製品へ環境税を課税する。また、使用を制限する。	199							
	・紙パック類はすべてなくし、リユースびんにする	200							
	・容器は容量ごとに規格統一し、再利用しやすいものにし、回収は事業者の責任とする(環境税で助成する)	201							
	・デポジット制を導入し回収の促進を図る(環境税で助成する)	202							
生ごみの有効利用	・牛乳、酒類等紙パック使用を規制し、リターナブルビン使用を促進する(環境税で助成する)	203							
	・生ゴミを回収して肥料にできるしくみ作り	204	ハード(コンポストや生ゴミ処理機)への補助は進んでいます が、堆肥化に失敗することが多く、生ゴミ削減に結びついていない傾向があります。長野市では「生ゴミ減量アドバイザー制度」を始めました。こうしたソフト面も必要だと思います。	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]		(民生部門 有機物循環システムから)			
	・生ごみ、廃食用油等、有機廃棄物の有効利用の推進	205							
・生ゴミの堆肥化を進めるために、コンポスト等への補助を進めると同時に、堆肥化が進むようにソフト面での支援を行う。	182								
その他	・市町村に公共のリサイクルショップをおく	207		リサイクルショップについて、(県民意見では公共のリサイクルショップとありますが、運営主体を問わず)リサイクルショップの拡充について何らかの施策を検討いたしたく、継続検討を希望します。	(意見番号182,207は上記の実現手法として、今後検討する。)(P12意見番号194,195と同様)		意見再出		
	・自転車の修理技術者(等)を養成する	208							
	・ごみの減量、資源回収を。ものを大切に	209							
	・雑古紙をいつでも出せる、または出しやすいようにして欲しい	210							
	・県、業者と県民の定期的な意見交換委員会の設置	212					これも是非審議してほしい項目です。	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務] (意見番号212は上記の実現手法として、今後検討する。)(P12意見番号194,195と同様)	意見再出
	・製造企業に対し製品設計、流通・小売企業に対し流通・販売過程において、廃棄物を減少させる対策を求める。このため、「エコアクションなごの」取得を促進する。また、取得した企業を公表する。	213							
・廃棄物を焼却することにより大量の二酸化炭素が放出されていると考えていることから、廃棄物条例については是非積極的に推進	214								

廃棄物・省資源関連

条例検討項目(対応措置)について(案)

項 目	検討会に出された意見	番号	事務局の見解	左に対する委員意見(追加)	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	意見聴取が必要 と思われる団体	備 考
廃棄物・省資源関連 その他	・住宅について、取り壊す前に欲しい人が利用できるような猶予期間の公示の義務付け	206		学校の木造校舎解体などでは、このような機会が設けられ、机や椅子など再利用されています。床材を剥がして、友人たちと建てたスタジオに利用した経験があります。個人宅は難しいでしょうが、公共の建物では更に広げられるといいですね。 上記のご意見はありがたいと思いました。やはり公共施設だけでなく、全て公示してほしいです。木製の椅子や机だけでなく、いろいろな方法でCO2等を出す前に使い込んだ柱や建具等の命もできる限り永くつないで行けたらと思います。ちなみに我が婚家は古い家でしたが、40年ほど前の建替えの際庭で毎日柱や建具を焚いてほとんど炭にしてしまったそうで、今は土蔵と隣家へ譲った蚕室が昔のままで残っているだけでいろいろ意味で後悔しているようです。数年前、上田市で旧家が取り壊される際、千曲川のほとりに真塗りのお膳がいっぱい捨ててあり友人が何組も拾って来ました。又、私の住んでいる戸倉上山田温泉で店じまいした旅館では、布団やしゃれた食器の引き取り手を探していたことありました。口コミではなく、市、町、村の情報としてみんなが目にする新聞や県のホームページに載ったりするともっと有効利用できると思います。	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理により温室効果ガスの排出を抑制する。[努力義務]  (意見番号206は上記の実現手法として、今後検討する。)(P12意見番号194,195と同様)		
	・グリーンコンシューマー拡大及び推進活動の継続	211		このように全国的に進められている活動については、「信州らしさ」を加味する工夫があると更に良いですね。 グリーンコンシューマーと言うのはまだ一般の方には耳馴れない言葉だと思います。県内で平成12年度より「グリーンコンシューマー信州」というグリーンコンシューマー活動に賛同した団体や個人で穏やかなネットワーク組織を作り、私もその一員として県内約200店舗の「環境にやさしいお店調べ」や「集い」等地味な活動をしているところです。これからも余り一般県民と遊離しない地道な活動の継続が大いに必要だと考えます。 意見番号211に該当するか否か分かりませんが、次のことを考えていただけませんか。 条例で罰則を決めるのも極端な項目ではよいのですが、ある項目数を取り組んでいる企業・小売業・お店・公官庁(支所・事務所など)などに「温暖化防止活動模範証」的な賞(知事名の認証マークなど、企業やお店が掲げたいもの)をおくる。このマークは県の認定とし、それぞれの分野で基準を作成し決定する。このマークを長野県温暖化防止活動のシンボルマークとしいろいろところで活用していく。例えば、商品の環境特性の説明ができ環境調和型商品を積極的に展示しているお店の店頭に貼ることができるようにとか、温暖化ガス排出量削減計画を公表をしている企業の受付に貼るとか。この活動が進んでいけばこの活動を行っていただければ恥ずかしくなるよう仕向けられればと思います。この認定はある程度権威のあるものでないといけないし、然るべき機関(例えば県の温暖化防止活動推進センターとか)が必要となるが、コストがあまりかからないようにすべきだが、罰則よりも推進している機関を県が積極的に公表し県民に知らしめることと、それらの機関のビジネスが有利になるよう県がお金をかけずサポートできればと思います。	グリーン購入を促進する。[努力義務]  (意見番号211は上記の実現手法として、今後検討する。)	グリーンコンシューマー信州	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

その他部門

項目	意見	番号	条例に盛り込み たい意見	左の意見に対する委員意見	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)
条例全体に関する こと	・条例が目指す長野県の未来像を明らかにすること。	228		最初にこれを明記したいです。 とくに「持続性可能性」の獲得・確保が課題であるということをはっきりと提起してほしい。	(骨子「目的・責務等」で検討する。)
	・2010年以降の中長期的な目標設定が必要であり、それを条例の柱とする	234		最初にこれを明記したいです。 意見番号222の中身にあたるものとして重要。	
	・みんなで対策を実施していく内容にされたい	230		「県民参加・協働の原則」(諏訪委員提出資料)として盛り込む。	
	・みんなで痛みを分かち合うような内容であることが肝要	231		「県民の参加・協働の原則」を実現するには、「社会的公平」の原則(諏訪委員提出資料)が必要。	
	・継続的に積極的に県民・市民の協力を得るようにして、すばらしい環境先進県を創造して欲しい	268		最初にこれを明記したいです。 前半部分の、「継続的に積極的に県民・市民の協力を得るよう」しなければならないということ。「県民参加・協働の原則」と「継続的改善の原則」(諏訪委員提出資料)の結合として。	
	・地域住民と行政、企業が一体になり、さらに進んだ取り組みをして頂きたい	269		前半部分の、「(市民としての)地域住民」「行政」「企業」の三つのセクターの協働という視点も重要。	
	・他県に先駆けた長野県版(長野モデル)としての条例化、施策の確立	222		難しいことでなく常識的で長野の地域性に合っていて一般の方に受け入れてもらえるものにしたいです。	
	・地球を考える事は地域を考えることと同義語であることから、県のいうコモンズを具体的に動機付けとして条例に盛り込む必要がある	220			
	・経済活動や経済効率よりも、温暖化防止のための活動を最優先する条文を入れる	219		脱温暖化社会にできるだけ早く転換しなければ、経済活動も維持できなくなることを明記すべきです。	
	・条例はCO2削減の一面だけでなく、それが県経済の発展へ繋がることで県民への普及、浸透につながる必要がある	233		県民生活がゆとりを持って豊かに発展していくこと、それを支える県経済が持続できること。条例の目指す方向は、そのための条件を整えるしくみであることを普及する必要があります。	
	・環境の取組み = 経営・経済の活性化という構図、方程式を示す。	260		家計、企業経営の無駄を発見し、除去していくことから着手することが、環境配慮につながっていくと考えています。	
・今のエネルギー消費のままでは新エネルギーを導入しても供給量が圧倒的に足りないため、まず省エネ・省資源の徹底を最優先とすること。	265		将来的には必要な新エネルギーでも、今すぐに誰でも行動に移せることがあることが大切だと思います。		
・条例の名称について「県民の健康と快適で豊かな環境を築く脱温暖化社会に関する条例」といった名称はいかがか。			防止条例は、公害など特定できるものについては適切なのですが、地球温暖化となると県条例で防止できるものではありません。この条例は、先の「県民計画」の実現を目指し、先行する自治体とともに、長野県から脱温暖化社会を築き、全国的な、また世界的な潮流を確かなものにしていくことに意味と役割があると考えます。その点から例えば、「県民の健康と快適で豊かな環境を築く脱温暖化社会に関する条例」といった名称ではどうでしょうか。表現は検討の余地がもろろあります。 健康、家計、企業経営、信州の自然・生活環境、地球環境のすべてにわたって、脱温暖化社会はプラスになり、持続可能な社会につながることで、そして、これを長野県から実行しようという趣旨が大事だと考えています。	(骨子「目的・責務等」で検討する。)	
条例の規制に関する こと	・努力目標ではなく規制を明確にする。又、CO2削減に結び付く事業や県民活動に対しては、減税措置や県独自の助成策を講じる	223			(骨子「実効性確保手段」で検討する。)
	・長野県地球温暖化防止県民計画(以下「県民計画」とする。)の削減目標を達成するため、各項目の「対策」が実施されるよう、理念条例ではなく効力を伴った条例にすること。	229		条例の内容そのものにおいてだけでなく、それとリンクする具体的施策の展開においてもこのことが担保される必要がある。	
	・罰則ではなく、実施努力している事業者・個人を模範とし公表する	224		一般県民はまだ条例に関しても、地球温暖化対策にしても関心は私達より更に薄いと思われるので啓発の意味も込めてほしいです。	
	・真摯に取り組んでいる個人または団体に対し、奨励する意味で、長野県環境賞のようなものを授与する	225		一般県民はまだ条例に関しても、地球温暖化対策にしても関心は私達より更に薄いと思われるので啓発の意味も込めてほしいです。	
	・規制の措置の前に、まずは中小企業等の取り組みの遅れている事業者や住民に対する教育・普及啓発を進め、「省エネパトロール隊」のように自ら行動する動機付けを行って自主的な取り組みを促すことが必要	226		県及び一定の条件をもった大企業は規制に基づいて実行し、公表する。中小企業、市町村に情報提供と援助を行い、実行を促すことが重要です。 現段階では、基本姿勢として、項目223よりもこちらを取りたい。 規制より教授してさしあげることの方が相手の立場を思いやることになり、県民に受け入れてもらえると思います。	
	・事業者が行う全国規模の効果的なエネルギー効率向上を目指した活動を、地域的な規制を行うことで阻害することがないように	227		理屈は分かりますが、具体的にこうした事例はどのようなことなのでしょう？	

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

その他部門

項目	意見	番号	条例に盛り込み たい意見	左の意見に対する委員意見	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)	
温室効果ガスの算定等 に関する事	・長野県版排出ガス算定基準の明確化	264			(実現のための手法として、今後検討する。)	
	・二酸化炭素以外の温暖化効果ガスについても、それぞれに応じた削減策を提示すること。	232				
	・熱需要統計の作成	239				
	・環境影響評価法における温室効果ガス排出量算出及び公表(環境影響評価法横出し)	235				
	・1990年の温室効果ガスは、保証されているのであるから、現在は、それから何がどのように増加したのか、又その原因の詳細を説明してほしい	262		厳密に考えると難しいですが、原因を推定して、明記することはいいと思います。人々の理解と協力を得るために、このような説明があれば説得力が増すと思います。		
	・科学者・化学者は、国民に、もっとくわしく説明する責任があるのではないか	263				
支援・助成に関する事	・一定の地域がまとまって実施するようなケースについては、低利資金制度など支援策を設ける	241			地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。 (意見番号242は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)	
	・NGO助成	242				
	・CO2削減に明らかに効果がある商品に対しては、購入した個人や企業へ助成金の交付	243		太陽光発電についてどのように考えるのか？		
	・信州エコポイント事業 電気・ガス・灯油についてエコ使用量基準を家族構成その他を考慮して設定。同基準以下を一定期間維持した家庭をエコファミリーとして認定し、ポイント設定。この交付金の一定割合を森林整備へ寄付してもらう。	238		自宅の水準が分かることは励みになるかもしれませんが、エコ使用量の設定が鍵です。南北が長く、山間地も多い事情を考慮して適切に設定すれば実行できると考えます。 条例の実効性を担保する施策の一つとして考えられるかもしれない。		
	・省エネ対策として配管設備の変更や積雪地域における屋根融雪・ロードヒーティングにより、凍結防止剤の利用減少を助成	244				
推進体制に関する事	・温暖化防止や環境保全活動をしている種々なNPO法人や団体、グループなどがそれぞれに活動しているのを、お互いに連携協力し合い更に大きな活動にしていけるようにネットワークなどの体制を整える	251		ネットワークは条例制定の後に、これを実効あるものにするうえで不可欠です。条例が県民運動によって実効性を高めていこう。	(実現のための手法として、今後検討する。)	
	・情報提供は行政が行うが、実施はNGOや民間が行うことが大事	256				
	・個人が現状(例:自分が乗っている車の排気ガスレベル)を知る取り組みや活動	261		具体策は温暖化防止推進員の活動か？ 人々の理解と協力を得るうえで非常に重要と思います。施策レベルで具体化した。		
	・個々の立場にあった温暖化防止カリキュラムを作成	270		具体策は温暖化防止推進員の活動か？		
	地球温暖化 防止推進員	・県市町村は、施策を推進するため、推進員を一定数養成確保する	249			
		・推進(委)員の地位の向上を図る	250			推進員が系統的・組織的な活動を行える仕組みをつくる必要がある。
市町村に関する事	・市町村に対し温暖化防止計画策定義務化(エネルギー費削減、間伐面積拡大、荒廃農地減少を係数化で支援)	237		大変なことでしょうか。正にその時期に来ていると思います。	県は、市町村・事業者・県民等との連携により地球温暖化の防止について協働して取り組む。	
	・市町村に兼任部署ではなく専門部署の設置義務化	253		当面、市を対象に。町村は後日。		
	・国や自治体が行っている温暖化防止対策について市民に情報提供し、また市民からの意見・要望を受け付けるため、市町村と協力し環境対策部署内に窓口を設置すること。	254				
	・各市町村トップの方に推進(委)員になっていただく、または講習会に参加していただくことを希望。	252				

# 条例検討項目(対応措置)について(案)

その他部門

項目	意見	番号	条例に盛り込み たい意見	左の意見に対する委員意見	対応措置(案) (他都府県の事例を参考)
広報・啓発に関すること	・県は長野県が地球温暖化対策を進めている県であることを、広くPRし、その啓蒙に務める。	257		規制の提案・実施、施策の事業化の成否は、県民の理解と協力をどれだけ得られるかにかかっていると思います。そのような観点から、一般的な地球温暖化防止キャンペーンだけでなく、それぞれの具体的課題に則して焦点を定めた系統的・組織的・戦略的な啓発・普及・キャンペーンを抜本的に強化することが求められていると思います。啓発・普及の内容・方法・技術の見直しと開発を進めるために、人材と財源を確保する施策が必要だと思います。 今以上の方法が必要だと思います。	温暖化の防止に関する活動を行う意欲を増進したり、学習したりするなど、啓発するための必要な措置を講じ、事業者及び県民が温暖化の防止についての理解を深めるよう努めるものとする。[努力義務]
	・テレビ、ラジオ、ポスター等を通じて積極的に呼びかけを行うこと。	258		規制の提案・実施、施策の事業化の成否は、県民の理解と協力をどれだけ得られるかにかかっていると思います。そのような観点から、一般的な地球温暖化防止キャンペーンだけでなく、それぞれの具体的課題に則して焦点を定めた系統的・組織的・戦略的な啓発・普及・キャンペーンを抜本的に強化することが求められていると思います。啓発・普及の内容・方法・技術の見直しと開発を進めるために、人材と財源を確保する施策が必要だと思います。	
	・マスコミを通じ情報の開示をし人々の意識を高める	259			
CO2取引に関すること	・過疎地域への補助施策としてCO2取引による過疎地域支援が重要	247			地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。 (意見番号247,248は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)
	・排出権取引の導入	248			
財源全般に関すること	・施策を推進するための財源確保に努める。森林保全のための水源税の創設など	215		何が可能なのかを検討したい。	地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他の経済的措置に関する調査・研究を行うものとする。 (意見番号215～218,221,245,246は上記の実現手法として、今後検討する。)(P4意見番号40,42と同様)
	・環境目的税(減免措置・還流措置含む)	216		実施のために調査・検討を開始する旨、条例に盛り込む?	
	・固定資産税・相続税等のグリーン化	217			
	・各施策の実効性を確保するためには、個人、事業者に対する動機付けが必要であるため、環境税の導入も含めて検討すること。ただし、環境税を導入する場合は目的税とし、温暖化防止対策促進の財源とすること。	218			
	・条例に違反した場合に徴収した罰金はすべて温暖化防止対策に充てる	221			
	・温暖化防止ファンドの新設と運用	245		既に実施している飯田市の市民ファンドの行方をお聞きしたいと思います。	
その他	・県民計画につき、年度項目毎の詳細目標の設定・実施主体の特定・進捗状況の公表。第三者機関による評価及び政策・施策の追加・強化	236			(実現のための手法として、今後検討する。)
	・温暖化防止対策の中にはその実施により環境負荷を与えるものもあるため、施策効果を定量化できる評価基準を確立し、情報の混乱を回避すること。	255			
	・ランドスケーププランナーを中心とした地域保全計画	240		地球温暖化防止計画とまちづくり、都市計画、地域保全計画をリンクさせる必要があると思います。	
	・企業や大学などと提携し、温暖化防止のために研究開発している素材や商品等の実用化実験を優先して受け入れるモデル県となしてほしい。行政機関のみならず、各企業、一般家庭などに、モニターとして協力してもらえよう県として取り組む	266			(実現のための手法として、今後検討する。)
	・企業への問題提起を定期的に発信してほしい	267			
	・「冷えすぎ・暑すぎ110番事業」冷房、暖房が強すぎると感じた人は、県温暖化防止活動推進センターへ連絡できる ・同センターは当該の建物の管理者へ連絡し、点検と改善を要請する。県は再三の改善要請に応えない管理者への指導を行う。	271		温暖化防止センターが対応するのではなく、もっと別の対応ができないか?	